



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



一般社団法人地域連携ネットワークみえ

三重県伊勢市御菌町長屋1963

(株)ホリユーション内 (☎0596-63-5080 FAX0696-65-7006)

E-mail info@3c-mie.net <https://3c-mie.net/>



依然として新型コロナ感染症の拡大に不安が収まりませんが、こういう時こそ安心して暮らせる社会をいろいろな面から考えることが必要かもしれません。

三重県では、2021年9月から性の多様性を認め合い、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らせる環境づくりに向けて「三重県パートナーシップ宣言制度」の運用が開始されています。日本全国でパートナーシップ制度が制定済・制定予定となっているのは2022年4月までに159件となる見込みだそうです。



岡本伊賀市長

*** 今回は、いち早くお取り組みをいただいた
伊賀市から紹介をいただきます！ ***

伊賀市における、性の多様性を尊重する取り組みと男女共同参画に関する取り組みについて

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱



伊賀市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定め、2016年4月1日から施行し、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

伊賀市パートナーシップ宣誓制度は、互いをその人生のパートナーと約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の宣誓書を市が受け取り、受領証を交付するものです。

性的マイノリティとは、今まで典型的だとされてきたかたちと違う性のあり方を持つ人であり、L（レズビアン）女性同性愛者、G（ゲイ）男性同性愛者、B（バイセクシュアル）両性愛者、T（トランスジェンダー）からだの性に違和感を持つ人などがおられ、その頭文字をとってLGBTと呼ぶこともあります。

2015年4月 電通ダイバーシティラボが全国約7万人を対象に行った調査によると、人口の7.6%がLGBTに該当するという結果が出ており、他の調査機関の調べでも、およそ5~8%程度がLGBT当事者であるという報告がされていました。伊賀市の当時の人口が約92,000人として、少なくとも5%、人数で4,600人が該当するということが想定され、私たちのまわりの職場、学校、地域等に「必ず当事者はいる」と推測されました。LGBT当事者を取り巻く環境の厳しさと差別の実態を考え、伊賀市として当事者の不安や生活上の困難を少しでも取り除くこと、また、当事者以外に対しては「性の多様性」の啓発につながることを期待し、制度開始を市長が決定しました。伊賀市の制度導入は、東京の渋谷区、世田谷区に続く、全国で3番目です。



制度導入から2020年6月までは、日本の婚姻制度で結婚が認められていない戸籍上の同性同士を対象としていましたが、2020年6月、利用されるカップルを同性カップルだけでなく、性的マイノリティの異性カップルにも広げました。

利用対象となる条件は、①二人又は一方が性的マイノリティであること、②二人が成人で独身であること、③二人ともが市内在住、または一方が市内在住で他の一方が市内転入の予定であることです。

市の担当者が2人と面談し、宣誓書など必要書類（住民票、独身証明書など）を提出いただき、確認をさせていただいた結果、受領証を交付します。受領証はA4サイズの証書をカップルに1枚交付します。また、希望によって携帯に便利なカードタイプのものもおひとりずつに交付します。



制度には法的な効力はありませんが、日本の法律では結婚できないあるいは、自身が望む、自分のあるべき姿で結婚できない2人をカップルと認めることで、当事者の生きづらいつら気持ちを少しでも解消していただくことを一番の目的としています。

パートナーシップ宣誓書受領証を提示することにより、上野総合市民病院で、パートナーが入院や手術をする際に病状説明を受けるなど家族同様の扱いが受けられることや、市営住宅に入居申請をすることができます。

現在パートナーシップ宣誓制度を利用されているカップルは、4組おられます。

また三重県でも2021年9月、三重県パートナーシップ宣誓制度が施行されました。この三重県のパートナーシップ宣誓制度には、三重県内の自治体が参加しており、伊賀市も参加しています。



ALL Yの取り組み

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



伊賀市パートナーシップ宣誓制度導入をきっかけに、伊賀市では当事者の存在を認め、支援する取り組みを始めました。これを ALL Y の取り組みとします。ALL Y とは、性の多様性を理解し LGBT を支援する人のことで、ALL Y の語源は同盟者、盟友、味方を意味します。

伊賀市の ALL Y の取り組みの目的は、市が性の多様性を理解し、LGBT 当事者を支援していることを可視化することで当事者の孤立を防ぐこと、ALL Y を増やすため正しい理解を広げる啓発活動を行うことです。

取り組みの一例として、ALL Y ステッカーの作成・掲示・ALL Y の取り組みへの賛同者への配布や、啓発リーフレットの作成・配布、公文書等の性別記載欄見直し、講演会・研修会の開催、LGBT 人権相談などがあげられます。



多様な主体が活躍できる男女共同参画社会を目指して

伊賀市では、性別をはじめ、様々な多様性を認め合い、誰もが希望をもって参画・活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めています。

そして、これを早期に実現するため、2021 年度から 2025 年までの 5 年間の計画期間とする『第 4 次伊賀市男女共同参画基本計画』を策定しました。この計画は、男女の人権尊重、社会における制度等の見直し、方針の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と仕事等の両立、という考えに基づき、多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、3 つの基本目標（「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「共同参画に関する意識の普及と教育推進」「ワーク・ライフ・バランス（WLB）の実現」）を掲げ、男女共同参画を推進していく事業のもととなるものです。

今回の計画の特徴の一つは、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れていることです。SDGs は「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めるもので、世界共通の 17 のゴール（目標）から構成されていますが、その中で特にゴール 5「ジェンダー平等とすべての女性・女性のエンパワーメント」の考え方を取り入れた取り組みを図ります。

また、新しく計画に盛り込まれた重点項目として、「ダイバーシティ社会の実現に向けた取組の推進」があげられます。ダイバーシティ（Diversity）は直訳すると「多様性」。ダイバーシティ社会とは、多様な背景を持った人々や価値観を認め合い受け入れる社会のことを言います。性別、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが主体的に「自分らしく生きる」ことができる社会の実現に向けての取り組みを進めていきます。



SDGs とジェンダー

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015 年 9 月に国連で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界の様々な問題を整理し、解決に向けて具体的な目標を示した、2030 年に地球を持続可能な場所とするための課題リストであり、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成されています。

SDGs の前段に、2000 年に合意された、ミレニアム開発目標（MDGs）があります。MDGs は開発を進めるための指針となり、多くの分野で重要な前進がありました。しかし、その前進にはばらつきがあり、特に貧しい国、発展途上国、小さな島国等が開発から取り残されました。SDGs では MDGs でできなかったことを達成できるように、特に取り残された国々やもっとも弱い立場にある人々に向けて支援を広げていくこととしています。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



この SDGs のキーワード「誰ひとり取り残さない」の最初の第一歩は女性です。SDGs でも重要なものとして位置づけられ、5 番目のゴールとして設定すると同時に、他のあらゆる分野にジェンダー課題を盛り込む、つまりジェンダーを横串と縦串に据え、より確実な SDGs の実施を図っています。

一人ひとりを大切にしながら、世界を変革するための目標である SDGs。今のままでは地球も社会も持たないという現実を知り、私たち一人ひとりが自分事として取り組んでいかなければいけません。そして、そこにジェンダーの課題が重要な位置にあることを意識してほしいと思います。

政治分野における男女共同参画推進法

SDGs の 178 の目標のうち、ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」は、日本の目標別達成度進捗状況において「大きな課題が残っている」に位置しています。その大きな要因として、政治分野における女性の参画拡大が進まないことがあげられます。

政治分野の女性参画拡大を目指す改正法が 6 月に公布・施行されました。日本は諸外国に比べ、政治分野の女性参画が大きく遅れています。（※国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は 9.9%で、世界 193 개국中 166 位（列国議会同盟））

今回の改正法では、セクハラ・マタハラ（妊娠・出産等に関する言動や嫌がらせ）等の防止策を国や地方自治体に求める条分が新設されたほか、政党や衆議院・参議院・地方議会を新たに男女共同参画の推進主体として明記し、積極的な取組を求めています。

国と自治体の責務として家庭生活との両立支援のための体制を整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）をすることや、セクハラ・マタハラなどの問題発生を防ぐための研修の実施や、相談体制の整備が明記されています。

詳しくはこちらの QR コードをご覧ください。⇒

